

～持続可能な行財政運営に向けて～

平成23年度予算の概要をお知らせします

平成23年度尾道市の当初予算は、「たのもしさ」を実感できる予算と位置づけ、次代を担う子どもたちのために必要な施策を展開するとともに、医療、福祉などにも配慮して予算を編成しました。

「おのみち」の都市としての魅力にますます磨きをかけることを目指し、未来に繋がる、安定した行財政運営を行い、市民の皆さんが安心して暮らせるよう、住民サービスを継続して提供できるよう努力していきます。

尾道市総合計画基本構想の7つの政策の柱に沿って、主な事業をお知らせします。

各種事業の目的が達成できるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 財務課財務係(☎0848-25-7322)

当初予算総額 1,142億1,354万3千円

■会計別当初予算額の状況

(単位:千円)

会計区分	平成23年度	前年度	伸び率%
一般会計	54,610,000	53,110,000	2.8
特別会計(合計)	37,150,016	37,628,869	▲ 1.3
港湾事業	157,608	155,399	1.4
国民健康保険事業	16,474,249	16,894,104	▲ 2.5
千光寺山索道事業	78,572	123,906	▲36.6
駐車場事業	155,873	162,881	▲ 4.3
夜間救急診療所事業	187,958	172,084	9.2
公共下水道事業	1,773,034	1,886,563	▲ 6.0
介護保険事業(保険事業勘定)	14,191,296	13,899,136	2.1
介護保険事業(介護サービス事業勘定)	17,917	18,912	▲ 5.3
尾道大学事業	1,653,452	1,308,500	26.4
漁業集落排水事業	15,634	13,841	13.0
救護施設事業	253,895	256,263	▲ 0.9
特定環境保全公共下水道事業	211,063	359,505	▲41.3
農業集落排水事業	32,461	32,404	0.2
渡船事業	33,505	36,613	▲ 8.5
後期高齢者医療事業	1,913,499	2,289,554	▲16.4
老人保健事業	—	19,204	皆減
企業会計(合計)	22,453,527	21,305,907	5.4
水道事業	5,803,707	6,283,410	▲ 7.6
病院事業	16,649,820	15,022,497	10.8
総合計	114,213,543	112,044,776	1.9

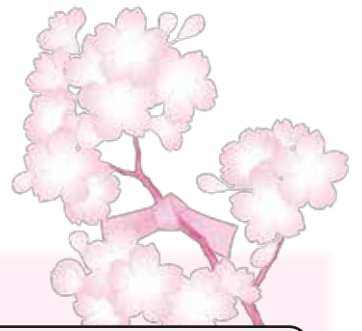
■市の主な財政指標

項目	年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見通し)	県内市単純平均 (平成21年度、広島市除く)
経常収支比率		94.5%	92.1%	93.7%	93.3%
実質公債費比率		12.5%	11.2%	10.3%	13.9%
地方債残高(一般会計)		737億7,269万円	715億2,637万円	707億146万円	—

※経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標のことです。家計で言えば、生活費など毎月必要となる支払いが毎月の収入に占める割合のことで、この割合が高ければ家計に余裕がなく、欲しいものを好きに買えないということです。つまり100%だと日々生活するのが精一杯ということです。

※実質公債費比率とは、借入金を返済するための経費の度合いを判断する指標のことです。家計で言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合のことで、ちなみに18%以上になると、新たに資金を借りて施設を建てようとしても県の許可が必要となります。

主にこんな事業を行います



1. 多様な交流の輪が広がるまち 5億4,366万円

おのみち海の道構想

～“海”を基点にした事業を連携させて実施します～

海フェスタおのみち開催事業…5,419万円
 しま・まちおこし支援事業 ……20万円
 おのみち海の道構想事業 ……100万円



サイクリングオアシス整備事業…220万円
 サイクリングイベント開催事業…600万円
 レンタサイクル事業 ……2,500万円

【その他の事業】 (単位:万円)

- 尾道「てっぱん」推進協議会負担金 ……500
- 観光地域づくりプラットフォーム支援事業…1,500
- 観光パンフレット多言語化事業 ……200
- フラワーカーペット実行委員会負担金 ……80
- 写真のまち尾道四季展 ……450
- 高校生絵のまち尾道四季展 ……700

歩行者ネットワーク整備事業…1,000万円

潮音山公園(瀬戸田町)の遊歩道整備、あずまや改修などを行います。

2. 活力あふれる産業が育つまち 28億8,494万円

地域商業活性化事業補助 ……1,000万円
 中小企業融資制度緊急支援事業補助…1,000万円
 海事都市推進事業 ……500万円

【その他の事業】 (単位:万円)

- 「おのみちスローフード」まちづくり事業…105
- 援農ボランティア事業 ……49
- 認定農業者育成支援事業 ……1,000
- かんきつ産地再編整備事業 ……8,744
- 元気な水産業支援事業 ……400
- 消費者行政活性化事業 ……628

イノシシ等農業被害対策事業 …1,939万円

防護柵等の設置費用の一部を助成したり、イノシシ等が近づきにくい環境をつくるため緩衝帯設置などを行います。

3. 尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち 2億586万円

歴史的風致維持向上計画策定 ……650万円

市の歴史や文化財など尾道らしさを活かしたまちづくりを進めるため「歴史的風致維持向上計画」を策定します。

【その他の事業】 (単位:万円)

- 音楽によるまちづくり事業 ……1,764
- 住宅用太陽光発電システム等普及促進事業…1,650
- バイクビズおのみち補助金 ……50
- (仮称)女流本因坊秀策囲碁まつり事業 ……200
- 島ごと美術館活性化事業 ……148

4. 市民と市が協働し、ともに創るまち 1億145万円

市民提案事業 ……200万円 平原台コミュニティセンター建設補助 ……1,500万円
 協働のまちづくり行動計画策定 ……107万円 御調郷土神輿保存会神輿修繕補助 ……250万円

5. 心豊かに育ち、学び高めあうまち

27億4,368万円

(仮称)尾道教育さくらプラン3 …4,705万円

これまでの成果を活かし、学力向上や、不登校対策をはじめとする生徒指導の充実のため研究事業を実施します。

尾道大学校舎整備事業(継続) ……1,134万円

教室等の不足解消のため、E棟建設に係る実施設計を行います。

【その他の事業】 (単位:万円)

- 熱中症対策事業 ……4,650
- 小・中学校維持補修(耐震)工事 ……2億3,635
- 日比崎中学校校舎増築事業 ……2億600
- 向島中央小学校建設事業 ……4,300
- 高須小学校給食調理場建設事業 ……1,240
- 放課後子ども教室事業 ……1,645
- 瀬戸田サンセットビーチ整備事業 ……800

6. 暮らしの安全性と快適性が高いまち

99億5,000万円

～浸水対策(ポンプ場整備)～

御寺・流ポンプ場 ……1,890万円

長崎ポンプ場 ……1,170万円

馬神新開ポンプ場 ……1億2,000万円

消防団器具庫建設 ……2,622万円

消防車両整備(ポンプ車・指揮車) ……4,379万円

【その他の事業】 (単位:万円)

- 電波遮へい対策事業 ……5,841
- ダンボール箱コンポスト推進モデル事業補助金 ……30
- 因島運動公園多目的球技場整備事業 ……1,800
- 兵庫橋架替事業 ……9,000
- 瀬戸田統合住宅建設事業 ……1,653
- 久保長江線(久保2工区)整備 ……1億4,800

7. 子育てや長寿を楽しみ、誰もが幸せに暮らせるまち

464億4,779万円

市民病院(瀬戸田診療所)建設改良事業負担金 ……3億6,143万円

みつぎ総合病院建設改良事業負担金 ……5,000万円

医師確保奨学金事業 ……497万円

(仮称)広島県地域医療推進機構負担金 ……200万円



瀬戸田診療所完成予想図

病児・病後児保育委託事業 ……848万円

(仮称)向島認定こども園建設事業 ……8,173万円

保育所調理室備品整備 ……1,100万円

地域子育て家庭支援事業補助 ……200万円

高齢者福祉計画策定 ……200万円

介護保険事業計画策定 ……300万円

障害者保健福祉計画策定 ……400万円

地域密着型サービス施設整備 ……6,250万円

施設等開設準備等支援補助金 ……1,620万円

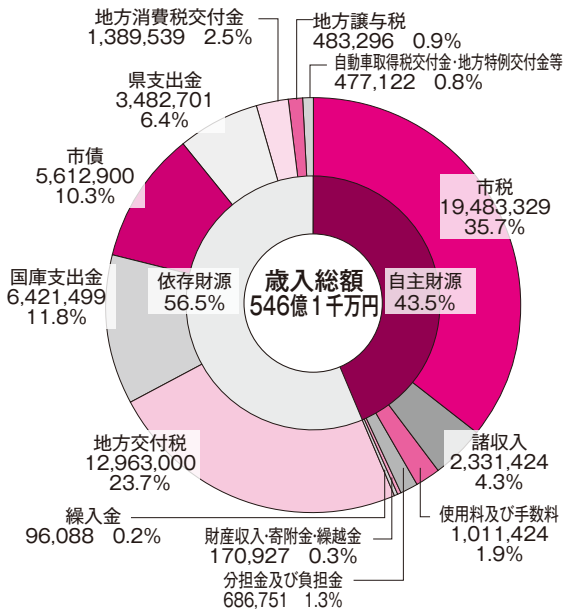
いきいきサロン
(立花・門田・筒湯)建設事業 ……1億6,143万円

【その他の事業】 (単位:万円)

- 子ども手当給付 ……27億3,105
- 家庭保育園事業 ……4,648
- ブックスタート・プラス事業及び
ブック・ステップアップ事業 ……520
- 児童虐待防止対策強化事業 ……48
- 休日保育事業 ……343
- 人権文化センター改修事業 ……1,135
- 5歳児相談事業 ……399
- 予防接種事業 ……1億8,351
- 子宮頸がん等ワクチン接種事業 ……2億
- 働く世代への大腸がん検診推進事業 ……550

一般会計546億1千万円の内訳です

市に入ってくるお金(財源) (単位:千円)

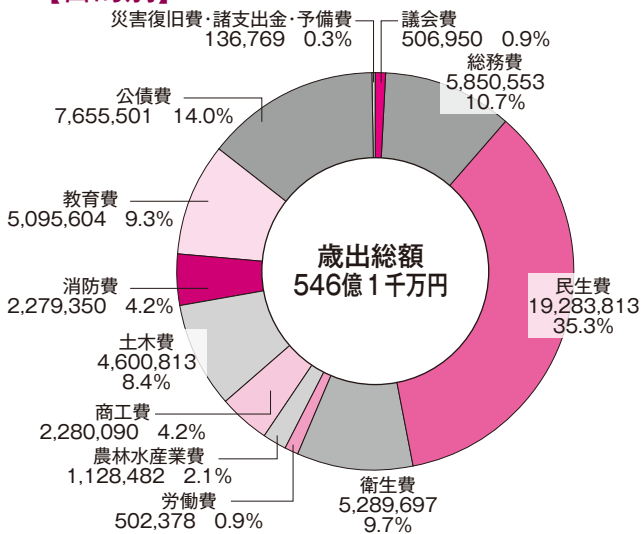


【財政用語辞典】

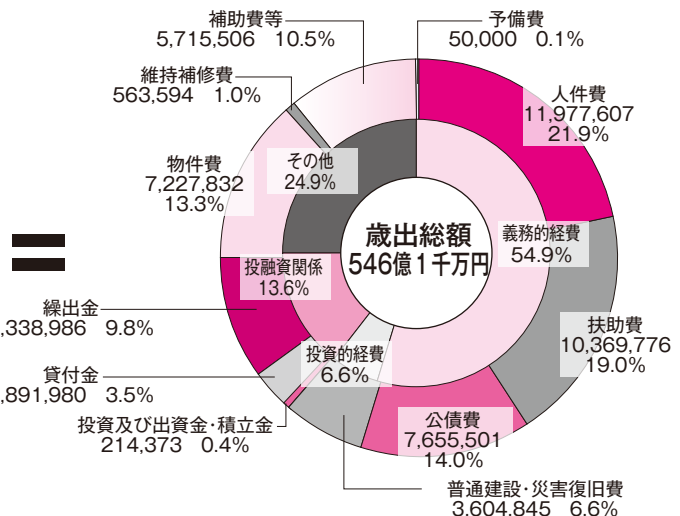
一般会計	福祉や教育、道路整備など市民生活に直接関係する事業を行う会計
特別会計	一般会計と財布を分けることで収支をはっきりさせる会計
企業会計	尾道市では、水道事業会計、病院事業会計
自主財源	市税、使用料、手数料、諸収入などが市が自ら調達できる財源
依存財源	地方交付税、国庫支出金、県支出金などのように国や県からの財源
地方交付税	自治体の財政状況に応じて交付される国からの財源
国庫支出金・県支出金	特定の事業目的のために国や県から交付される財源
総務費	市の事務・庁舎管理、交通安全対策、防災、選挙などの経費
民生費	福祉にかかる経費
衛生費	保健、医療、環境保全などに使う経費
土木費	道路、公園、河川の維持補修や整備、区画整理事業などの経費
教育費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興、教育施設の維持などの経費
人件費	市の特別職の報酬、職員の給与、手当、共済費などの経費
扶助費	生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者などに対する福祉の経費
公債費	市の長期の借金の返済金や短期(1年以内)の借入金の利子
物件費	消耗品や旅費、公共施設の運営などの経費
義務的経費	人件費や扶助費、公債費など、必ず支払わなければならない経費
投資的経費	建設事業(道路や施設)や用地の購入などに使う経費

市に入ってくるお金の使い道 (単位:千円)

【目的別】



【性質別】



企業会計

水道事業

水道事業では、水需要が低迷する中、老朽施設の更新・改良や拡張事業などで資金需要が増大する厳しい経営環境にあります。

こうした中、安全で良質な水を安定的に供給するため、コスト意識に徹した経営の効率化により財政基盤を強化し、着実に水道施設の整備を進めています。

また、5カ年継続事業の御調東部上水道拡張事業は最終年度となりますが、新たに隣接する未普及地域の解消に向け、御調西部上水道の事業着手を予定しています。

問い合わせ先 水道局(☎0848-37-8700)

病院事業

病院事業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況となっています。市民病院では、血管造影撮影装置やデジタルX線撮影装置等の高度な医療用機器を更新し、質の高い医療が提供できるよう取り組みます。また、瀬戸田診療所の建設工事を引き続き行います。

みつぎ総合病院では、病院増改築工事、内視鏡システム等の医療機器の更新、情報システムの更新およびみつぎの苑スプリンクラー設置工事を行い、引き続き地域包括ケアシステムの推進に努めます。

両病院とも地域住民の医療ニーズ、介護や保健ニーズに応えながら、効率的な運営を心がけ、地域医療の中核としての役割を果たします。

問い合わせ先 市民病院 (☎0848-47-1155)
みつぎ総合病院(☎0848-76-1111)

協働のまちづくり

～やさしさがつながるまちづくり～

市では、「尾道市総合計画」推進のための取り組みとして「市民との協働による知恵と工夫の地域経営」を掲げており、市民の皆さんと市(行政)の新たな関係づくりを推進していくこととしています。その取り組みの第一歩として市民の皆さんと市(行政)が一緒になって話し合い、考え、ともにまちづくりを進めていく方針である「尾道市協働のまちづくり指針」を策定しています。

協働



協働って？

市民と市が対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かして地域の課題やまちの魅力づくりに協力して活動することを「協働」といいます。

市では、一人(あるいは一つの団体)では解決や実現が難しいことを、他に知識や経験、能力を持っている人や団体・事業者と協力しながら取り組めるよう、個々の思い(やさしさ)をつないでまちづくりができる体制を整備していきます。

市内では、地域の特色を活かしたまちづくりが始まっています。

美しい里山を取り戻したい!

「御調町・大羽谷川流域の環境を考える会」の活動について、コーディネーターの和泉義弘さんにお話を伺いました。

きっかけは？

大羽谷川は、昔は水浴びやキャンプができる地域住民の憩いの場でしたが、40年近く放置されたため、川原にまで木々が茂り、足を踏み入れることができなくなっていました。そこで、かつての美しい里山を取り戻したいと願う者が集まり、「自分たちでできることは自分たちで」を合言葉に会をつくり、できることからやってみようということになりました。



荒地の頃の大羽谷川

どうやって荒地を再生したの？

川原に林立する雑木を伐採し、倒木や流木の除去から始めました。容易な作業ではなく、みんなで額に汗をしながら黙々と作業をしました。

時間はかかりましたが、雑木がなくなったおかげで昭和10年代に造られた全長50メートルの石積みみの砂防堰堤を約30年ぶりに見ることができました。昔の風景を知っている人が懐かしそうに眺めておられる姿を見て、やった甲斐があったと感じました。



作業のようす



よみがえった大羽谷川

活動を続けられる秘訣は？

作業と同時に自分たちの活動を多くの人に知ってもらえるように里山を再生する計画をいろいろなところでお話するようにしました。

活動を知った人から、協力できることや補助金の情報をもらうことができ、人のつながりが活動の充実につながっていきました。

会の活動は、里山の環境整備・美化活動と自然にふれるイベント(バードウォッチング、自然観察会、クリスマスリースづくり等)の2本立てでやっています。メンバーがそれぞれやりたいことを持ち寄り、話し合います。実施する内容が決定したら、得意な人が他のメンバーをリードする方法で実施してきました。みんなで決めて、それぞれができることで役立っていることがうれしい。特技を活かして無理をせずやっていくことが楽しい活動の秘訣だと思います。



バードウォッチング

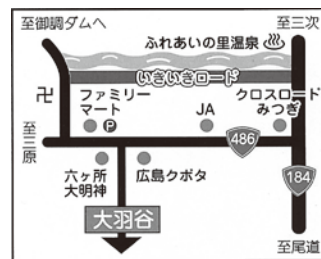
大変なことは？

活動を続けていると、関わりのある人や団体が増えてきました。地元の小学校やお店の人等に協力していただきながら活動が続いています。環境整備はグループ中心でやっていますが、イベント関係はさまざまな団体とのつながりでできています。最近はお弁当持参でウォーキングに来られる人たちを見かけるようになり、里山をきれいにしてよかったと実感しています。反面、活動開始から5年経過した現在、メンバーの体が5年前のように動かない時があります。よみがえった里山を再び荒地に戻さないよう、この活動をどうつないでいくかが問題です。

最後に里山のPRを!

大羽谷川は四季折々、いろんな種類の動植物に親しむことができます。この季節は冬に耐えた木々が一斉に新たな命を芽吹きます。木々のやわらかな色彩とともに鳥たちのさえずりが楽しめる素敵な時期です。里山の自然散策にお越しください!おいしい空気と新緑できっとお弁当もおいしく感じられると思います。

問い合わせ先 大羽谷川流域の環境を考える会(和泉 ☎0848-76-1843)



まちをおもう 地域の特色を活かした活動をしている団体の情報を募集します。

市内には各地域でさまざまな活動団体が活動していますが、その活動があまり知られていない団体もあります。地域の特色を活かした活動をしている人や団体をご存知の場合は情報をお寄せください。皆さんから寄せられた情報をもとに取材し、広報紙等で紹介していく予定です。応募は、随時受け付けています。

応募方法 所定の様式(団体情報カード)に記入のうえ、政策企画課にEメールまたは郵送で情報をお寄せください。(様式はホームページでダウンロード可)

ともにつくる 尾道市協働のまちづくり行動計画検討委員会委員を募集します。

平成21年度策定した「協働のまちづくり指針」をもとに、協働によるまちづくりを進めていくため、「尾道市協働のまちづくり行動計画」を策定します。

この計画に市民の皆さんの視点や意見を反映させるため、協働によるまちづくりに関心のある人を次の要領で募集します。

応募資格 平成23年4月1日現在、18歳以上で、市内在住または通勤・通学している人

選考方法「これからの協働のまちづくりについて」をテーマとする作文(800字程度)

※応募いただいた作文をもとに次の選考基準により評価し、委員を選考します。個別に具体的な選考内容にお答えすることはできませんので、ご了承ください。

選考基準

- ①まちづくりに関する役割意識、主体性が伺えるか。
- ②まちづくり活動の経験、見識の豊かさがあるか。
- ③バランス感覚、全市的な視点があるか。
- ④委員会で議論していくことへの熱意と責任感が感じられるか。
- ⑤論点が整理されているか。

募集人員 2人以内

応募方法 4月30日(土)までに、作文の末尾に「①住所②名前③年齢④電話番号」(作文の文字数には含みません)を記入のうえ、郵送またはEメールで提出。

※郵送は当日消印有効。Eメールは当日着信有効。

※市外在住の人は、尾道市内の通勤・通学先もご記入ください。応募は一人につき一通とします。

一歩ふみだす 市民の皆さんによるまちづくりを支援する制度があります。

市民提案事業

(活動スタート部門・活動育成部門)

将来にわたって市民の皆さんが誇りをもてる個性的で魅力あるまちにしていくため、市民活動団体が提案する公共性・公益性の高いまちづくり活動の立ち上げを支援する制度があります。

まちづくりについて市民の皆さんが考え、企画し、そして市民の皆さんが実施する…。その活動経費の一部を市が補助します。今年度から、これまでの「市民提案事業」を「活動育成部門」とし、まちづくり活動に踏みだす第一歩となる取組を支援する「活動スタート部門」を創設しました。

身近な活動から尾道のまちづくりをはじめてみませんか。

項目	部門	活動スタート部門	活動育成部門
趣旨		これからまちづくり活動を始めようとする団体が行う試験的・活動、勉強会等、市民提案事業への発展が見込まれる活動を支援します。	市民等が提案する公共性・公益性の高い新たなまちづくり活動の初期支援をします。補助終了後も自立・継続して活動できる内容であることとします。
対象となる団体		市内を主な活動の範囲とする市民活動団体 ・5人以上が市内在住または通勤・通学していること(18歳以上) ・活動経費の一部を団体の会費等で充当できること	市内を主な活動の範囲とする市民活動団体 ・会則等でまちづくり活動を規定していること ・5人以上が市内在住または通勤・通学していること(18歳以上) ・活動経費の一部を団体の会費等で充当できること
対象となる活動		・公共性・公益性が認められるもの ・活動の主たる効果が市内で生じるもの ・市および他の公共機関から補助金を受けていないもの ・政治、宗教または営利活動を目的としないもの ・法令に違反しないもの ・公序良俗に反しないもの	・市のまちづくりの目標と整合するもの ・活動の主たる効果が市内で生じるもの ・市からの補助金を受けていないもの ・政治、宗教または営利活動を目的としないもの ・法令に違反しないもの ・公序良俗に反しないもの
補助率		活動経費の60%	活動経費の50%
補助回数		1回	3回
補助上限		15万円 ※募集団体は5件程度とします。	・1回目=100万円/年 ・2回目=75万円/年 ・3回目=50万円/年
申請		活動スタート部門企画提案書に、名簿等を添えて、政策企画課へ提出してください。(ホームページでダウンロード可)	所定の申請書に、団体の会則、名簿、事業提案書、予算書等を添えて、政策企画課へ提出してください。(ホームページでダウンロード可)
審査会		提出書面による審査	提案団体のプレゼンテーションによる審査会

この特集に関する応募・問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 政策企画課(☎0848-25-7435) kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

あなたの一票を 尾道市政へ

大事な投票、忘れずに!



投票日は4月24日(日)

間近になった 尾道市議会議員選挙・尾道市長選挙

私たちに最も身近な市議会議員選挙と市長選挙の投票日「4月24日」がいよいよ間近となりました。これからの尾道市を方向づける大切な選挙です。

あなたの一票を尾道市政に活かすため、みんなそろって投票しましょう。投票日に勤務の都合などで投票所へ行くことができない人は、期日前投票をすることができます。詳しくは、広報おのみち3月号をご覧ください。なるか、尾道市選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、次に該当する人は、4月16日以降に入場券を郵送します。

◎平成3年(1991年)4月25日までに生まれた人で、今年1月16日までに尾道市に転入届をし、引き続き尾道市へ居住している人で新しく選挙人名簿に登録された人

市議・市長選投票開票速報

ホームページに市議・市長選の投票開票速報を掲載します。尾道市選挙速報用ホームページよりアクセスしてください。

投票中間速報 9:00過ぎから2時間おきに

投票結果 結果確定後

開票中間速報 市長選 22:15過ぎから30分おきに

市議選 23:45過ぎから30分おきに

開票結果 結果確定後

尾道市選挙速報用ホームページ

☞ <http://www.senkan-onomichi.jp/>

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局(☎0848-25-7258)

すぎです尾道 明るい選挙

東北地方太平洋沖地震に関するお知らせ

被災した地域への義援金等の受付

尾道市では、被災した地域に対する義援金の受付を行っています。

受付先

尾道市総務課、向東支所、浦崎支所、百島支所
因島総合支所市民生活課、御調支所住民課
向島支所住民福祉課、瀬戸田支所住民福祉課
また、次の場所に義援金箱も設置しています。

尾道市役所1階ロビー、向東支所、浦崎支所、百島支所
因島総合支所2階ロビー、御調支所1階ロビー
向島支所1階ロビー、瀬戸田支所1階ロビー

受付時間 8:30~17:15

問い合わせ先 総務課(☎0848-25-7216)

中小企業への「特別相談窓口」設置

地震による影響を受けている中小企業に対する金融・経営相談窓口が開設されています。

尾道商工会議所(☎0848-22-2165)

☞ <http://www.onomichi-cci.or.jp/>

因島商工会議所(☎0845-22-2211)

☞ <http://cci.in-no-shima.jp/>

尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

被災者相談窓口を開設

被災された皆様および被災者支援にご協力いただける皆様からのご相談をお受けします。

受付時間 月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

災害支援専用ダイヤル ☎0848-25-7465

☞ shinsai@city.onomichi.hiroshima.jp

住生活支援について

被災者並びに福島県原子力発電所事故に伴う避難者の皆様に対する市営住宅等の一時入居などの住生活支援を行っています。

●市営住宅等への一時入居支援

問い合わせ先 建築課住宅係(☎0848-25-7247)

●県営住宅等への一時入居支援

問い合わせ先 堀田・誠和共同企業体(☎0848-24-2277)

※その他の支援については市ホームページをご覧ください

街頭募金活動を行った子どもたちからは、
義援金とともに手紙が届けられました。

この募金は、東北地方太平洋沖地震で
困っている人のために役立ててもらいた
いと思って集めました。

私たちは、被災地から遠く、直接被害に
あうことはなかったのですが、小さなこ
とでも、何か自分たちができることがな
いかと思い、声をかけ合い、募金活動をし
ました。

市役所の組織が変わりました (※電話番号は新設したところのみ掲載しています。)

- 平成22年度に各支所に配置した「まちづくり担当主査」の活用や協働のまちづくり行動計画の策定により、市民との協働のまちづくりを強力に推進するため、政策企画課に**協働推進係**(☎0848-25-7435)を新設しました。
- しまなみ海道の通行料金や尾道大橋無料化に伴う諸課題に効率よく対応するため、政策企画課に**交通政策係**(☎0848-25-7452)を新設しました。これに伴い、交通安全施設整備は維持修繕課へ、交通安全対策と防犯(防犯灯含む)の事務は総務課へ引き継ぎ、交通対策課を廃止しました。
また、総務課危機管理係は、災害等に係る危機管理と交通安全および防犯に係る天災・人災の諸施策を一体的に行うため**生活安全係**(☎0848-25-7216)に改めました。
- 行政経営システムの構築とさらなる行財政改革を推進するため、職員課に**行政経営係**(☎0848-25-7461)を新設しました。
- 税関係では、全庁的な収納管理体制の構築を目指すため、収納課を現在の3係体制から収納管理係、**収納一係**(☎0848-25-7210)、**収納二係**(☎0848-25-7174)、**収納対策係**(☎0848-25-7411)の4係体制に再編しました。
これに伴い、因島瀬戸田税務課収納係を(本庁)収納課へ統合しました。なお、収納窓口業務は、引き続き因島瀬戸田税務課で行います。
また、因島瀬戸田税務課瀬戸田税務係を同課因島市民税係に集約し、瀬戸田税務係を廃止しました。
なお、瀬戸田税務係で行っていた税の証明書発行、収納や相談業務などの窓口業務は、引き続き瀬戸田支所住民福祉課で行います。
- 小型合併浄化槽の設置助成に係る事務は、汚水処理構想の見直しに伴い、公共下水道計画と一体的に行うため、清掃事務所から下水道課に移りました。
あわせて、南部清掃事務所で行っていた同様の事務は、因島総合支所市民生活課に移りました。
- 進達事務の迅速化を図るため、農業委員会瀬戸田出張所を新設し、因島瀬戸田出張所を因島出張所としました。

問い合わせ先

- ◎外灯・防犯灯や交通安全に関することは総務課(☎0848-25-7216)
- ◎カーブミラー・ガードレール設置などに関することは維持修繕課(☎0848-25-7410)
- ◎尾道大橋通勤通学特別割引回数券購入認定申請に関することは政策企画課(☎0848-25-7316)
なお、向島支所および向東支所での申請窓口は変更ありません。
- ◎小型合併浄化槽の設置助成に関することは下水道課(☎0848-25-7232)

レイアウトが一部変わりました

本庁舎4階

財務課	環境政策課	政策企画課	応接室	市長 応接室	副市長室	副市長室	秘書 広報課	市長室
文化 振興課	尾道大学 法人化準備室	契約管財課	印刷室	総務課	職員課			

問い合わせ先 職員課(☎0848-25-7342) 総務課(☎0848-25-7332)

尾道市障害者保健福祉計画策定委員募集

市では、これまで障害者福祉施策を充実させるために、平成18年度から平成23年度までの6年間の長期計画として「尾道市第2次障害者保健福祉計画」、障害福祉サービス利用等の数値目標を含む3年を1期として見直しを行う「尾道市障害福祉計画」を第1期(平成18年度から平成20年度)、第2期(平成21年度から平成23年度)とそれぞれ策定してきました。

この度、平成23年度より新たに「尾道市第2次障害者保健福祉計画」および「尾道市第3期障害福祉計画」を策定するにあたり、障害者福祉に関心のある人の意見をこの計画に盛り込みたいため、計画策定に参画していただける人を募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上で、障害者福祉に関心があり、平日の昼間の委員会に出席可能な人(年3回程度)

選考方法 「障害者問題等に関する内容」についての作文(400字詰め原稿用紙2枚程度)および、地域・年代・性別等を考慮して選考

募集人員 2人程度

応募方法 4月28日(木)までに、任意の様式に「尾道市障害者保健福祉計画策定委員応募」と明記し、「住所、名前、性別、生年月日、電話番号、職業」を記入のうえ、作文を同封して郵送

応募・問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1
社会福祉課障害福祉係
(☎0848-25-7124 ☎0848-37-7260)

✉ s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

児童扶養手当額が改定されます

物価スライドに伴い、平成23年4月分から手当月額が0.4%引き下げられ次のとおり減額されます。

支給区分	改定前 (平成23年3月分まで)	改定後 (平成23年4月分から)
全部支給(月額)	41,720円	41,550円
一部支給(月額)	41,710円~9,850円	41,540円~9,810円
第2子加算	5,000円(変更なし)	
第3子以降加算	3,000円(変更なし)	

※児童扶養手当の額は、児童扶養手当法により物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。

※上記の手当額は平成23年4月分から適用になり、8月定期払から改定になります。現在受給中の人には改定後の手当月額を別途通知します。

4月から障害基礎年金の子加算額と児童扶養手当の取扱いが変わりました

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがある場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届出によって加算を行うことになりました。

見直しに伴う児童扶養手当の請求について

児童扶養手当は児童が障害基礎年金の子の加算の対象である場合には支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合には、障害基礎年金の子の加算の対象にかえて、児童扶養手当の支給対象となります。また、障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当額を上回る場合には児童扶養手当が支給対象外となります。

○児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができる場合とは

配偶者が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法施行令1級相当)の状態にある人は、受給変更が可能となります。今回の改正に伴い、児童扶養手当を受給するには認定請求が必要となります。児童扶養手当は認定請求の翌月から支給となります。

(ただし、平成23年8月31日までに特別な事情により申請が困難な場合についてはこの限りではありません。)

○児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができない場合とは

母子家庭や父子家庭の人は、受給変更ができません。

※各種手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせ先

【障害年金加算改善法について】

三原年金事務所 (☎0848-63-4111)
保険年金課 (☎0848-25-7135)

【児童扶養手当について】

子育て支援課 (☎0848-25-7113)

国民年金 こんな時にはこんな手続きを

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、老齢・退職年金受給者を除き、すべて国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。国民年金に加入する手続きを忘れて、保険料を納め忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。次のようなときには、届出が必要です。

●20歳になったとき

厚生年金・共済組合加入者、第3号被保険者以外の人20歳になったときは、国民年金被保険者資格取得の届出を行ってください。

●会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったとき)は、会社を退職した翌日から国民年金に加入しなければなりません。

手続きに必要なもの ①年金手帳②退職日の確認ができる書類(離職票など)③印鑑(代理人が手続きする場合)

●配偶者の扶養でなくなったとき

配偶者の退職や本人の収入増加などにより、配偶者の扶養でなくなったときは、第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。

手続きに必要なもの ①年金手帳②被扶養者でなくなった日が確認できる書類(健康保険等資格喪失証明書)③印鑑(代理人が手続きする場合)

●学生で保険料を納めることが困難な場合

学生の場合、本人の前年の所得が118万円(社会保険料等を除いた金額)以下のとき、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。申請は毎年必要です。年金事務所から届く学生納付特例申請書のはがきを提出した場合は、新たに申請書を提出していただく必要はありません。

手続きに必要なもの ①学生であることを証明できるもの(学生証など)②年金手帳③印鑑(代理人が手続きする場合)

●学生ではないが保険料を納めることが困難な場合

30歳未満の学生以外の人で、本人と配偶者の所得がそれぞれ57万円(扶養なしの場合)以下のとき、申請して承認されればその期間の保険料を後払いできる若年者納付猶予制度があります。

手続きに必要なもの ①年金手帳②印鑑(代理人が手続きする場合)③失業の場合は離職票か雇用保険受給資格者証

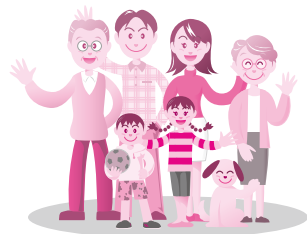
※厚生年金や共済組合へ加入するときや、被扶養配偶者になるときの届出は、本人・配偶者の年金手帳を持参して勤務先で行ってください。

問い合わせ先

保険年金課申請給付係 (☎0848-25-7135)

尾道市の補助金

市では、次のような補助金制度を行っています。ぜひご活用ください。



住宅用太陽光発電システム等設置補助金

住宅用太陽光発電システムまたは住宅用太陽光発電システムとLED照明器具等を複合的に設置すると補助金が出ます。

1. 受付期間 平成23年4月1日受付開始
(規定件数になり次第終了)

2. 交付額(①と②の併給不可)

- ①住宅用太陽光発電システムを設置する場合 1件6万円
- ②住宅用太陽光発電システムと省エネルギー設備を同時に設置する場合 1件7万円

3. 補助の対象になる人

- ①市内の自ら居住または居住する予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に※住宅用太陽光発電システム(以下システム)またはシステムと※省エネ設備を設置する人
 - ②システムまたはシステムおよび省エネ設備が設置された市内の建売住宅を購入する人
- ※対象となる仕様基準について、システムのことは5、省エネ設備については6をご覧ください。
※システムと省エネ設備は未使用品であることが条件です。中古品は対象外となります。

4. 補助をうけるために必要なこと

- ・申請時に設置工事を行っていないこと【建売住宅の購入の場合は引渡しを完了していないこと】
- ・平成24年3月10日までに各設置工事を完了すること【建売住宅の購入の場合は引渡しを完了すること】
- ・平成24年3月10日までに自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約を結ぶこと

・尾道市内に在住している、または平成24年3月10日までに転入すること

・尾道市税等の滞納がないこと

5. 補助の対象となるシステム

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること
- ・太陽光発電普及拡大センター(「J-PEC」)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(J-PEC第0810-0011号)の要件に適合すること

6. システムとセットで申請する場合の対象となる省エネ設備

省エネルギー設備	備考
発光ダイオード(LED)照明器具	一体的な導入(居室、場所単位)かつ2灯以上であること(LED電球への球替えは対象外)
窓ガラス用熱遮断フィルム	一体的な導入(居室・箇所単位)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	国から設備の補助金を受給している場合は不可

※上記以外の省エネルギー設備であっても、市長が認める場合には補助対象とします。

※「複層ガラスへ交換」、「外壁の内側に20mm以上の断熱材を貼る」などについても省エネルギー設備として認められますが、国の住宅版エコポイント制度との重複受給はできませんのでご注意ください。

詳しくは環境政策課ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先 環境政策課 ☎0848-25-7430

防犯灯の設置・修繕の補助金 ~4月から窓口が変わりました~

防犯灯の蛍光管交換の連絡先が変わりました

中国電力が無償で行っていた防犯灯の蛍光管交換が、3月31日受付分で廃止されました。4月1日からは、尾道市が蛍光管の交換を行います。

今後、蛍光管の球切れは次の内容を連絡してください。

連絡内容

○防犯灯の近くの人の住所と名前など場所が確定できる情報
例:○○町△△番地の□□様の前の防犯灯が切れている。(電柱番号も分かれば一緒にご連絡ください。)

○連絡した人の連絡先

(場所が分からなかった場合の問い合わせ先として)

防犯灯の設置および修繕の補助金を一部変更しました

町内会等が防犯灯を新設する場合、20Wの蛍光灯に限り、上限1万円を補助していましたが、4月1日からは、LEDの防犯灯(蛍光灯20W相当以上の照度)に限り補助をすることとし、補助金の上限を2万円とします。

また、修繕の場合は3分の2(上限6千円、千円未満切

捨て)を補助していますが、蛍光灯の防犯灯からLEDの防犯灯に交換した場合のみ、上限2万円の補助とします。その他の修繕および移設については、従来どおりの補助とします。

なお、公道と同様に不特定多数の人が利用している私道への防犯灯の設置についても、補助金の対象とします。

※市では「尾道の夜の景観」の情緒性や統一感を創出するため、オレンジ色の暖かみのある灯りを整備しています。町内会が設置する防犯灯についても、電球色等の暖かみのある色の防犯灯の設置についてご協力をお願いします。

申請・問い合わせ先

総務課 ☎0848-25-7216 ☎0848-37-2740

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6201 ☎0845-22-8615)

瀬戸田支所住民福祉課

(☎0845-27-2211 ☎0845-27-0147)